

平成16年度5月補正予算案について

15年度決算において収支不足が見込まれる特別会計の繰上充用に必要な歳入歳出予算補正を行います。

【歳入歳出予算補正】

特別会計(国民健康保険事業費会計・市立大学費会計)	3,490百万円
全会計総計	3,490百万円
全会計純計	3,490百万円

1. 補正理由

15年度の歳出に対し歳入が不足する国民健康保険事業費会計及び、市立大学費会計について、地方自治法施行令第166条の2の規定にしたがい、16年度の歳入を15年度に繰り上げて活用するために必要となる繰上充用金を補正します。

2. 補正内容

国民健康保険事業費会計補正予算 [補正額 3,000 百万円：財源は滞納繰越保険料]

15年度決算見込みにおいて、保険料不足等により、収支不足額が3,000百万円となる見込みのため、繰上充用を行うために16年度予算を補正します。

なお、国民健康保険事業費会計は2年連続の繰上充用となりますが、給付費の減や保険料収納率の向上などにより、15年度における単年度の収支不足額(14年度収支不足額2,184百万円を除く)は816百万円に改善しています。

市立大学費(センター病院費)会計補正予算

[補正額 490 百万円：財源はセンター病院診療収入]

センター病院費の15年度決算見込みにおいて、診療収入の減等により、収支不足額が490百万円となる見込みのため、繰上充用を行うために16年度予算を補正します。

なお、センター病院費は2年連続の繰上充用となりますが、病床利用率の向上や患者数の増などにより、15年度における単年度の収支(14年度収支不足額951百万円を除く)は461百万円の黒字に改善しています。

予算外義務負担の追加（一般会計） 2件

債務負担行為の補正（一般会計）

（１）新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業費

新横浜駅・北口周辺地区総合再整備事業は、平成20年度の供用開始を目指しています。このうち、JR東海による駅ビル整備とあわせて行う交通広場等の整備工事は、本年6月にJR東海と工事委託契約を締結し、本年秋の着工を予定していることから、当該整備費に係る予算外義務負担を設定します。

事 項	期 間	限度額
新横浜駅・北口周辺地区交通広場等整備工事委託契約の締結に係る予算外義務負担	平成17年度から平成20年度まで	3,300,000千円

（２）小・中学校整備費

十日市場小学校の移転新築についてPFI事業(BTO方式^(*))により実施するにあたり、平成19年度開校を目指し、本年度は入札、事業者の審査等を行います。当該事業は総合評価一般競争入札方式により実施するため、8月に予定している入札公告前に予算外義務負担を設定します。

(*)BTO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、その施設の所有権を公共に移管した上で、民間事業者がその施設の維持管理業務を行う方式。

事 項	期 間	限度額
十日市場小学校の整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担	平成17年度から平成31年度まで	3,500,000千円